

特定課題Ⅲ 地域の再生

○ 実施概要

1 背景

概ね標高300m以下の山麓で、農林業等を営む人の暮らしのあるエリアの里山域では、林業をはじめとするなりわいの喪失、産業構造や生活様式の変化による農地や二次林の利用の減少等が、里地里山の荒廃を招き、シカなどの野生動物による被害の恒常化などが問題となっている。

2 施策の基本方向

(1) 第1期自然再生計画

丹沢大山地域の林業を支えてきた山麓の集落では、森林の荒廃や野生動物による農林業被害の増加が問題となっているため、野生動物による被害の軽減を図り、地域のなりわいの再生を目指す。

(2) 第2期自然再生計画

第1期計画に引き続き、地域が一体となった森林整備と鳥獣被害対策のモデル的实施に重点的に取り組むとともに、その成果も踏まえ、地域住民や関係団体等が連携して行う鳥獣被害対策や里山の保全・再生、環境に配慮した農業などの取り組みを支援し、地域一体の活動を進める。

3 第2期自然再生計画の主な取組と成果（概要）

(1) 地域再生に向けた地域と一体となった取り組み支援

各地域県政総合センターに配置された鳥獣被害防除対策専門員（以下「専門員」という）※1や、鳥獣被害対策支援チーム（以下「支援チーム」という）※2の活動等、地域主体の取組に対する支援を充実し、一部地域で活動が活発化してきた。

※1	鳥獣被害防除対策専門員	農林業等被害対策として、地域の実情に応じた自主的な対策を促進するため、各地域に配置された鳥獣害対策に関する専門的知識を有する県の非常勤職員。農業者や市町村等へ被害対策に関する情報提供や技術的支援を行う。（県央2名、湘南1名、県西2名 平成28年度末時点）
2	鳥獣被害対策支援チーム	平成24年度から組織された県の環境部門と農政部門からなるチーム。県内の重点取組地域を対象に、鳥獣被害対策や栽培指導などの総合的な支援を行い、地域自らが継続的・計画的な被害対策を推進する仕組づくりを支援する。

(2) 里山地域の保全・再生と活用

- ・ 「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例（以下「条例」という）」※1に基づき、里地里山保全等地域※2において、里地里山活動協定※3を締結し認定を受けた団体（以下「認定団体」という）の活動を支援し、農林地等の保全・再生等の取組が進んだ。
- ・ 環境保全型農業※4を推進するため、エコファーマー※5の認定や環境保全型農業推進運動協定締結団体※6（以下「協定締結団体」という）による取組が行われた。

※1	条例	里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とし、里地里山の保全、再生及び活用を促進するために必要な事項を定めたもの。
2	里地里山保全	知事が選定する、土地所有者等及び地域住民の主体的な活動により、里地

	等地域	里山の保全等が図られると認められる地域。
3	里地里山活動協定	里山保全等地域の農林地等において、里地里山の保全等の活動を行おうとする活動団体及び当該活動が行われる農林地等の土地所有者等が締結する協定。
4	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用等による環境への負荷の軽減とより安全な農作物生産に配慮した持続的な農業。
5	エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境保全型農業に関する計画を作成し、知事の認定を受けた農業者・法人。
6	協定締結団体	環境保全型農業を目指した栽培方法を実践し、環境にやさしい農業の拡大を図るため、知事と協定を締結した生産者団体。

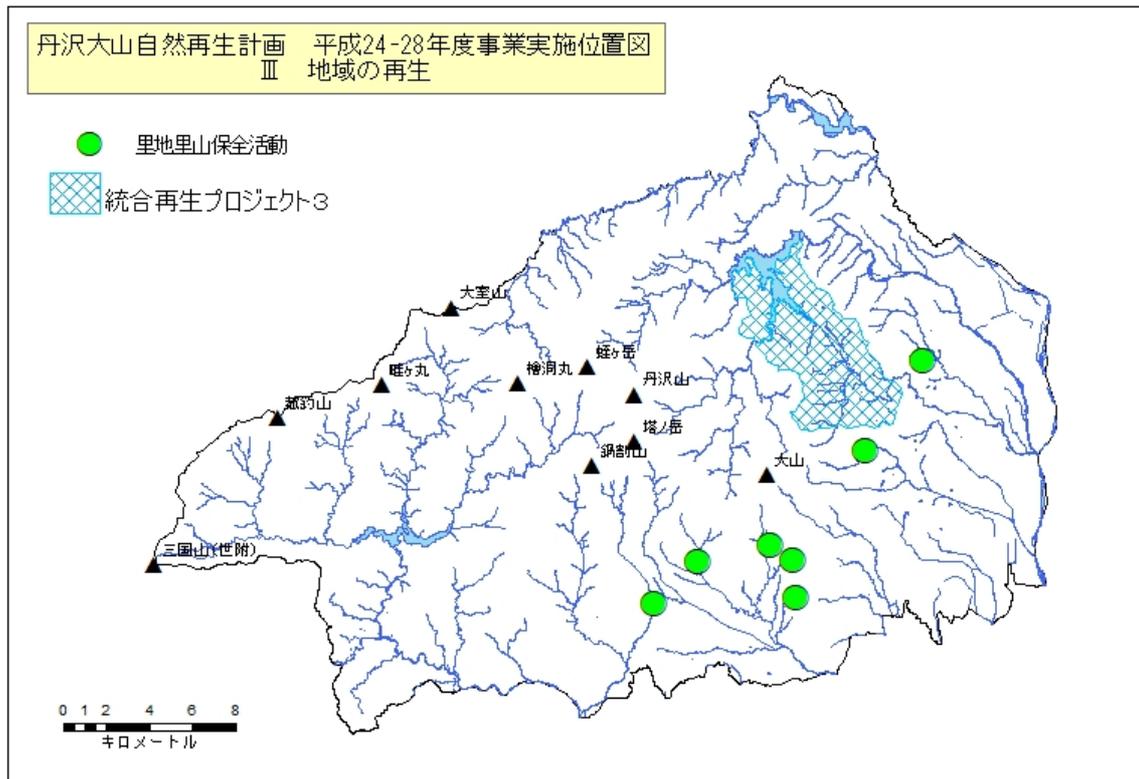


図3-1 事業実施位置図（特定課題□ 地域の再生）

○ 主要施策ごとの事業実施状況

1 地域再生に向けた地域と一体となった取り組み支援

① **重点**地域と一体となった野生動物被害対策やヤマビル対策、森林整備の実施

【事業内容】

県・市町村・農業協同組合・森林組合など地域関係者が一体となって、効果的なモデル捕獲事業、獣害防護柵の補修点検、担い手育成やヤマビル対策、水源林整備や里山林等の整備、放置果樹園等の転作などを通じた農地・集落周辺の環境改善を実施し、これらの結果を他地域へ普及する。（関連V-3-⑤⑥、V-4-⑧）

<実施状況>

丹沢山地に係る地域県政総合センター（県央、湘南、県西）に専門員を配置し、野生動物の生態や被害対策等に関する情報提供や助言・指導を行った。また、各市町村や団体が行う、捕獲や防護柵の設置、ヤマビル防除等の経費や、狩猟免許を取得する際の費用等を支援した。

(参考) 専門員配置状況

年度	H24	H25	H26	H27	H28
人数	5	5	5	5	5

また、支援チームの活動を推進し、地域自らが継続的・計画的に鳥獣被害対策を推進する仕組みづくりを支援するとともに、各地域において鳥獣被害対策を指導する人材を育成するため、鳥獣被害対策研修会を開催した。このほか、平成26年度から平成28年度にかけて、一般県民に鳥獣被害の現状を伝えるため、神奈川ワイルドライフフォーラムを開催した。

狩猟免許取得の推進により、特にわな猟免許所持者は増加する傾向にあり、今後、実際の技術の習得により農家自らが行う捕獲の促進が期待されるほか、鳥獣被害対策研修会を通じて、指導者が育成され、地域による活動の進展が期待される。

また、専門員の活動等により、鳥獣被害対策の基礎知識を習得する地域住民の意識が醸成され、地域住民主体の防護柵の設置や隣接市町村と連携した追い払い等、効果的な対策に向けた取組が促進された。

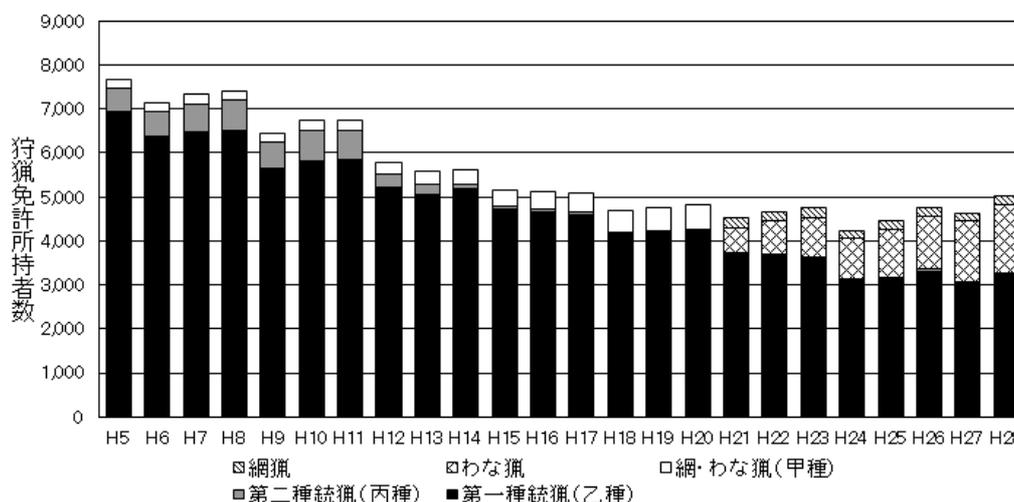


図3-2 狩猟免許所持者数の推移

ア 伊勢原市の取組

野生動物（ツキノワグマ等）の被害対策として、平成25年度より伊勢原市大山・子易地区において、伊勢原市と地域住民が連携して実施した集落周辺の環境調査やその結果に基づく耕作放棄地や農地周辺と林地との境界部におけるヤブの刈り払い、追い払いなどの取組に対して、自然環境保全センター（以下、保全センターという）に専門的な職員を配置し、技術的支援を行った。



写真3-1 ツキノワグマ追い払いの様子
[伊勢原市大山・子易]



写真3-2 集落環境整備の様子
[伊勢原市大山・子易]

イ 清川村の取組（統合再生プロジェクト）

統合再生プロジェクト（東丹沢2エリア）として、エリア内の水源林整備や鳥獣被害対策等の実施状況、効果及び課題等について、行政関係者（県及び村）が現地検証を行った結果、関係者間で課題、今後の取組等の共有を図ることができた。



写真3-3 水源林整備地の現地検討会の様子
[清川村煤ヶ谷]



写真3-4 野生動物忌避装置の現地検討会の様子
[清川村煤ヶ谷]

ウ 各地域県政総合センターの取組

(ア) 県央地域県政総合センターの取組

清川村、猟友会、農業協同組合、東京農業大学と連携してシカ等の効果的なわな捕獲の実施方法について、モデル的に事業を実施した（平成23～25年度）。集落周辺での獣の痕跡や環境調査、広域獣害防護柵周辺での自動撮影カメラ調査により、出没しやすい場所を把握した上でわなを仕掛ける等、効果的なわな捕獲を実施するための手順を整理した。

(イ) 湘南地域県政総合センターの取組

支援チームの事業として、汎用性の高い鳥獣被害対策マニュアルを作成したほか、自動撮影カメラのデータ解析や被害マップの作成、電気柵の防除効果の検証等を行った。特に重点取組地域（秦野市堀西地区、平塚市・大磯町高麗地区等）に対しては、集中的に支援を実施した。

また、平成26年度に「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時対応マニュアル」を取りまとめ、マニュアルに従い対策を実施した結果、平成26年度以降、人身被害の発生を防いだ。

② F S 地域が一体となった自然再生活動への協力

【事業内容】

地域住民や関係団体などが連携して取り組む鳥獣被害対策や里地里山の保全・再生、地域の特色を活かしたエコツーリズムなどの取り組みに協力し、地域が一体となった活動を進める。

＜実施状況＞

本事業は、Ⅲ-1-①と一体として進めた。また、地域の観光協会やNPOを対象とし、地域の特色を活かした地域密着型のツアーを企画するためのワークショップを開催したほか、ツアーの広報への支援を行い、地域再生に向けた取組を推進した。

2 里山地域の保全・再生と活用

③里地里山の保全・再生・活用

【事業内容】

条例に基づいて、里地里山保全等地域における認定団体の活動を支援する。

＜実施状況＞

里地里山保全等地域として、秦野市名古木、菩提、堀西、蓑毛、寺山、厚木市七沢、荻野の7地区を選定し(平成28年度末時点)、この地域で農林地等の保全・再生、体験教室等の活動を行う9つの認定団体に対し、認定協定活動団体支援事業※により経費の一部を助成した。

※ 認定協定活動 団体支援事業	認定団体が実施する活動のうち、農林地の保全及び再生活動や体験教室、講習会及び調査などに要する経費の一部に対して、市町村を通じて補助を行う事業。
--------------------	---

(参考) 里地里山活動への支援状況

年度	H24	H25	H26	H27	H28
地域数	5	6	6	7	7
団体数	6	7	7	8	9



写真3-5 農地を活用した農作業体験の様子
[厚木市七沢地区]

④環境保全型農業の推進

【事業内容】

環境保全型農業を推進するため、エコファーマーや協定締結団体による取組を進める。

<実施状況>

エコファーマーを認定したほか、環境保全型農業の技術をほ場で実証するとともに、農業技術センター及び同各地区事務所の普及指導員が助言や指導を行ったほか、ほ場見学会や有識者の講演会を開催し、技術の定着促進を図った。

また、エコファーマーや協定締結団体のPRや環境保全型農業への理解促進を図った。

○ 第3期自然再生計画の実施について

1 第2期自然再生計画の課題

- ・ 一部地域では、地域主体による鳥獣被害対策の活動が活発化してきたが、更なる広がりが必要。
- ・ 里地里山活動協定の認定団体は、高齢化が進んでいることから、若返りが必要。
- ・ 集落周辺等では、住民の生活に影響を及ぼす野生動物の出没等、地域特有の課題に応じた森林整備等の実施が必要となっている。

2 第3期自然再生計画の施策の基本的な方向性

第2期に引き続き、地域が主体となっていく鳥獣被害対策や里地里山の保全・再生・活用、環境に配慮した農業などの取組への支援を継続するとともに、地域特有の課題に応じた森林整備等に対して支援を行い、地域一体の活動を推進する。

<主な構成事業の実施区分の見直し>

- ・ 基本的に、第2期計画中に進めてきた位置付けどおり継続する。

3 第3期自然再生計画の主要な施策

(1) 地域主体の鳥獣被害対策や森林整備等の取組の支援

- ・ 地域住民、農業協同組合、森林組合、市町村など地域関係者が主体となった鳥獣被害対策への技術的な支援や、地域で主体的に活動する人材の育成への支援等を行うとともに、住民の生活に影響を及ぼす野生動物の出没など地域特有の課題に応じた森林整備などの実施を支援する。
- ・ 各地域県政総合センターに配置した専門員を新たにかながわ鳥獣被害対策支援センターに集約し、一元的に情報収集・分析を行い、市町村・地域への対策提案、技術支援などを広域的に行うことにより、地域が一体となって捕獲等に取り組む地域ぐるみの対策をさらに普及していく。（関連V-(3)-①, ②）
- ・ 地域住民や関係団体、NPOなどが連携して取り組む地域の特色を活かした自然再生の取組等に協力を行う。

(2) 里地里山の保全等の促進

- ・ 条例に基づき選定された里地里山保全等地域で活動する認定団体を引き続き支援するとともに

に、新たな認定団体の参画について働きかけ等を行う。

(3) 環境保全に配慮した農業の推進

- ・引き続き、環境保全型農業を推進する。